

議員提出第二十四号議案

登記の事務・権限等の地方への移譲に関する意見書

平成二十二年六月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」では、国の出先機関の原則廃止の姿勢の下、地方への事務・権限の移譲など抜本的な改革を進めることが定められた。

こうした中、政府の地域主権戦略会議において、出先機関改革の一環として、法務局が一元的に行っている登記の事務・権限についても地方への移管が検討されている。

言うまでもなく、国と地方の役割分担の見直しを行い、事務・権限を地方自治体に移譲することなどにより、地域における行政を地方自治体が自主的かつ主体的に実施できるようにすることは、真の地方自治の実現に欠くことのできない重要課題である。

しかしながら、登記制度は、国民の重要な財産を守り、不動産取引の安全に寄与する信用制度であり、高い中立性・公平性が求められる。また、国民の権利擁護に係るものであり、全国统一した法解釈や、統一した事務処理基準を堅持した運用を行う必要がある。

また、登記事務の執行に当たっては、高度な法律的専門能力が不可欠であり、地方に事務・権限が移譲された場合、地域によってその運用に格差が生じることがあってはならない。

よって、国会及び政府におかれては、登記の事務・権限等の地方への移譲を検討する際は、これらについて配慮するよう強く求める。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年九月二十日

大分県議会議長 志 村 学

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	平田健二殿
内閣総理大臣	野田佳彦殿
総務大臣	川端達夫殿
法務大臣	滝実殿